

# 定額給付金の申請受付をしています!

## 手続方法は?

市から郵便で送られてきた「申請書」に必要事項を記入し、必ず郵便で必要書類と一緒に返送してください。

申請書は4月中旬までに郵便で給付対象世帯に送付済みです。

## 受け取り方法は?

世帯主(申請者)の金融機関口座に一括して「給付金」を振り込みます。振り込みは毎月5日、15日、25日の3回を予定しています。また、振込予定日が土・日・祝日の場合は、その後の平日になります。

## いつまで申請できるの?

申請期限は、平成21年10月8日です(郵送申請で10月8日までの消印有効です)。期限を過ぎると、給付金の受給はできませんのでご注意ください。

「振り込み詐欺」  
に注意!

市からATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市の窓口(T72-2752)または、いなべ警察署(T84-0110)にご連絡ください。



☎北勢庁舎 市民課 定額給付金係 T72-2752 F72-3334

## 5月は軽自動車税の納付月です



軽自動車税は4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車・二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度の軽自動車税は課税されますのでご注意ください。納税通知書は5月中旬に郵送します。

**納期限 6月1日(月)**

### ●税額・登録等の申請場所

車 種		税 額	申 請 場 所	
バイク (原動機付自転車)	原付第一種(50cc以下)	1,000円	各庁舎総合窓口課または員弁庁舎 課税課	
	原付第二種(50cc超90cc以下)	1,200円		
	原付第二種(90cc超125cc以下)	1,600円		
	ミニカー	2,500円		
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	最寄りの軽自動車協会 ☎059-234-8611(三重県)	
	その他	4,700円		
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	最寄りの軽自動車協会 ☎059-234-8611(三重県)	
軽三輪(660cc以下)		3,100円	最寄りの軽自動車検査協会 ☎059-234-8431(三重県)	
軽四輪 (660cc以下)	乗用	自家用		7,200円
		営業		5,500円
	貨物	自家用		4,000円
		営業	3,000円	
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	最寄りの運輸支局 ☎050-5540-2055(三重県)	

### ●軽自動車税の減免手続きについて

心身に障がいのある方が所有する軽自動車等について、課税を減免する制度があります。(1人につき1台に限ります。また、すでに自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません)減免の申請は、納期限の7日前【平成21年度:5月25日(月)】までに各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で行ってください。詳しくは、員弁庁舎課税課へお問い合わせください。

「1、2、3、4…」地元の元気リーダーの掛け声が公民館に響き、ご近所のみなさんの体操が始まりました。

30分近くの準備体操だけでも汗ばむ程ですが、ボールや風船を使ったゲーム感覚の運動や軽い筋肉トレーニングが続きます。休憩時間には世間話に花が咲き、90分のメニューが終わると心



も体もリフレッシュ、そんな、元気づくり体験を地元の公民館で、地元の人がりーダーとなって、毎週1~2回定期的に行っている自治会が20近くに増えてきました。なかには95歳の方も参加し、元気の良さを競っています。

ご近所のみなさんの健康を、ご近所で支える「元気リーダー」のみなさんに心より感謝します。



## ●バイク(原動機付自転車)・小型特殊自動車の登録・廃車・変更の手続きに必要なもの

各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で手続きを行ってください。【印のものをお持ちください】

受付時間 月~金(祝日除く) 8:30~17:15

	登録される方の印鑑	販売証明書(押印要)	譲渡証明書(押印要)	標識交付証明書	ナンバープレート
販売店等から購入した車両を登録する場合	○	○			
他人から譲受けた車両を登録する場合 (廃車手続きが完了している物件)	○		○		
他人から譲受けた車両を登録する場合 (廃車手続きがされていない物件)	○		○	○	○
登録された車両を廃車する場合	○			○	○

他市で登録された車両もいなべ市で廃車することができます。

よくある質問にお答えします！

ナンバープレートを紛失した場合は？

Q バイク(原動機付自転車)の廃車をしたいのですがナンバープレートを紛失してしまいました。ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできますか？



A ナンバープレートがなくても廃車手続きはできます。各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課にある「軽自動車等てん末書」に紛失の事由等を記入して、廃車の手続きを行ってください。

Q 盗まれたバイクの税金は？

バイク(原動機付自転車)を盗まれてしまいました。どうすればいいのですか？

A 警察に盗難届を出した後、各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で廃車の手続きを行ってください。その際は、警察署発行の「盗難証明書」を提出していただくか、盗難届の届出番号などをお聞きしますので、メモしておいてください。また、軽自動車税には月割り制度がないため、納めていただいた税金をお返しすることはありません。廃車の手続きをしないと、次年度以降も引き続き課税されますので、ご注意ください。

問員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859